牛海綿状脳症(BSE)対策の 再評価について



Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 牛海綿状脳症(BSE:Bovine Spongiform Encephalopathy)

1. 原因(病原体)

異常プリオンたん白質(たん白質の一種)

2. 感受性動物

牛、水牛

3. 症状

長い潜伏期間(3~7年程度)の後、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至る。脳の組織にスポンジ状の変化を起こす。治療法はない。

4. 診断法

脳から異常プリオンたん白質を検出することにより診断。 生前診断法はない。

5. 感染経路

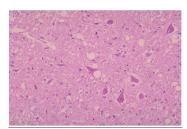
BSE感染牛を原料とした肉骨粉 (注) を飼料として牛に給与することにより、感染が拡大。 → BSE発生防止には飼料規制が重要。

(注) 肉骨粉とは、食肉処理の過程で得られる肉、皮、骨等の残さから製造される飼料原料。 BSE感染牛の特定危険部位が混入する可能性あり。

6. ヒトへの感染

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(v C J D)は、 B S E の異常プリオンたん白質の摂取が原因と考えられている。平成 2 3 年(2 0 1 1 年) 1 月までに、 v C J D 患者数は世界全体で 2 2 2 人(うち英国 1 7 4 人)。

Photo: BSE罹患牛の延髄(脳の一部)



(x200)

神経細胞及び周囲の神経網に空胞が見られる。

出典:独立行政法人農業・食品産業 技術総合研究機構動物衛生研究所HP

■ 国内BSE対策の概要

●飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ(農林水産省所管トレーサビリティ法)(注)>

(注) 個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。



Ministry of Health, Labour and Welfare

2

■ 国産牛のBSE対策の経緯

平成13年 (2001) · 9月10日 ·10月4日 ·10月18日~ 国内において1頭目のBSE感染牛確認(農) 肉骨粉飼料完全禁止(農) と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査(厚) 特定部位(全月齢の頭部(舌及び頬肉を除く。)、脊髄、扁桃及び回腸遠位部)の除去、焼却 の義務づけ(厚) 平成14年(2002) ・6月14日 牛海綿状脳症対策特別措置法の公布(厚、農) **平成16年** (2004) · 2月16日~ · 2月 · 9月 9日 BSE発生国の牛のせき柱(全月齢)の食品への使用禁止(厚) 我が国のBSE対策について、中立的立場から科学的評価・検証を開始(食安委) 我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表(食安委) ・特定危険部位(SRM)の除去は人のBSE感染リスクを低減するめために非常に有効。 ・これまでの国内BSE検査において、20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない。 全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問(厚、農) ・BSE検査の検査対象月齢を21ヶ月齢以上とすること、SRMの除去の徹底等 ・10月15日 平成 1 7年 (2<u>0</u>05) 5月 7月 6首 食品安全委員会から答申(厚、農) 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布(厚) 検査対象月齢:零月以上→21ヶ月以上 8月 1日 改正省令の施行(厚) ・2 1ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、3年間の経過措置として国庫補助を継続した上で、 平成20年(2008年)7月末に終了した。 **平成21年** (2009) ・ 4月 1日~ と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるピッシング (注) を禁止 (厚) (注) と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を 破壊すること。 5月26日 O I E総会で日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定 平成23年(2011) ・12月19日 BSE対策全般の再評価として国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問(厚)



■ BSE検査頭数(と畜場)とBSE感染確認頭数

	BSE検査頭数	BSE確認頭数 ^(注) (平成22年(2010年)3月31日現在) 確認時の月齢					
	(と畜場)		<21	21-40	41-60	61-80	>80
平成13年度 (2001)	523,591	3(2)				3(2)	
平成14年度 (2002)	1,253,811	4(4)				2(2)	2(2)
平成15年度 (2003)	1,252,630	4(3)		2(2)			2(1)
平成16年度 (2004)	1,265,620	5(3)			1	1(1)	3(2)
平成17年度 (2005)	1,232,252	8(5)			2(1)	4(2)	2(2)
平成18年度 (2006)	1,218,285	8(3)				7(2)	1(1)
平成19年度 (2007)	1,228,256	3(1)					3(1)
平成20年度 (2008)	1,241,752	1					1
平成21年度 (2009)	1,232,496	0					
平成22年度 (2010)	1,216,519	0					
平成23年度 (2011)12月末まで	900,123	0					
合計	12,565,335	36(21)		2(2)	3(1)	17(9)	14(9)

⁽注) ()はと畜場で確認された頭数。平成13年(2001年)9月に千葉県で確認された1例目、 死亡牛検査で確認された14例を含め、国内ではこれまでに36頭がBSE感染牛として確認

⁽注) 平成21年度(2009年度)以降は、BSE感染牛は確認されていない。

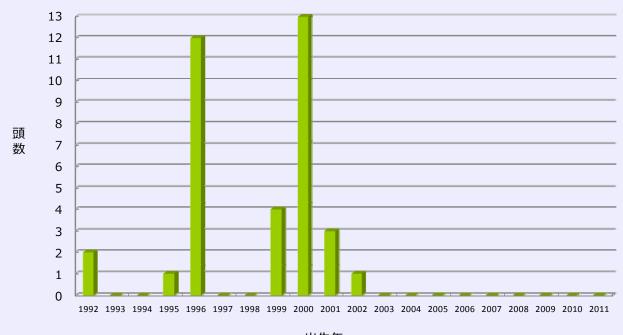


Ministry of Health, Labour and Welfare

4

■ 国内のBSE検査陽性牛の出生年分布

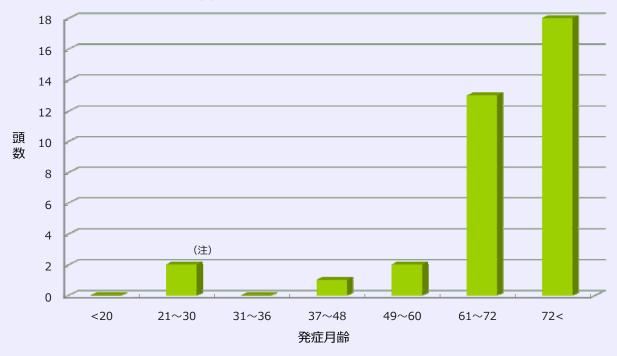
●飼料規制等の国内対策の結果、平成15年(2003年)以降に出生した牛からは BSE陽性牛は、確認されていない。



出生年

国内のBSE検査陽性牛の発症月齢分布

●一般的に、BSEは、高月齢で発症する。



(注) 30ヶ月齢以下で感染が確認された2頭については、高い感度を示すマウスを用いた感染実験において 感染性は確認できなかった。 (厚生労働科学研究食品の安心・安全確保推進研究事業「食品を介する B S E リスクの解明等に関する研究」)



Ministry of Health, Labour and Welfare

6

■ 輸入牛のBSE対策の経緯

平成8年 (1996)

- 3月25日
- 3月26日

平成12年(2000)

・12月22日

平成13年(2001)

2月15日

平成15年(2003)

5月21日

・12月24日

平成17年(2005)

5月24日

・12月 8日 ・12月12日 BSE発生国産の牛肉・牛加工品の輸入の法的禁止

EU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止

英国産牛肉・牛肉加工品の輸入中止

カナダにおいてBSE感染牛確認、輸入禁止

米国においてBSE感染牛確認、輸入禁止

食品安全委員会へ、対日輸出プログラムの遵守を前提とした、我が国の牛肉と米国及びカナダか ら輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮問

欧州委員会において、全ての英国産牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択

食品安全委員会の答申

米国及びカナダ産牛肉の輸入の再開

- ・牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来
- ・特定危険部位 (SRM) はあらゆる月齢から除去

(混載事例発生のため、平成18年(2006年)1月20日から7月27日までの間、米国産牛肉等の輸入手続を停止)

平成19年(2007)

5月20日 ~25日

O I E総会(米国及びカナダのBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定)

6月 1日

6月20日

カナダ側から輸入条件見直し協議の要請

米国側から輸入条件見直し協議の要請

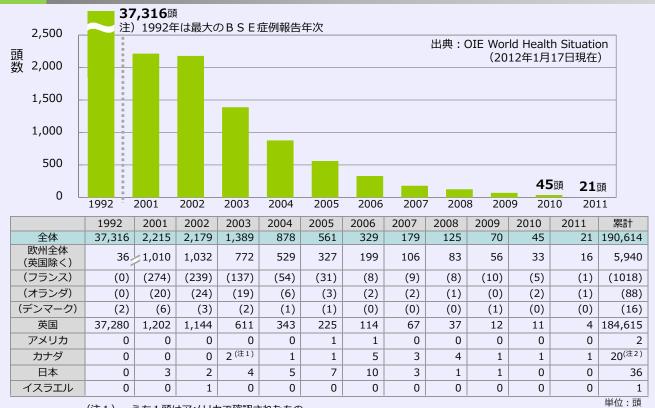
【要請の内容】国際基準に則した貿易条件への早期の移行

平成23年(2011)

・12月19日

BSE対策全般の再評価として、国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問(厚)

■ 世界のBSE発生件数の推移



(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



Ministry of Health, Labour and Welfare

8

■ OIE(国際獣疫事務局)におけるBSEステータスの分類と貿易条件

ステータス	貿易条件			
無視できるリスクの国 (注1) オーストラリア、ニュージーランド、 デンマーク等 1 5 ヶ国	① とさつ前後検査に合格② 飼料規制が施行された日以降に出生した牛由来であること			
管理されたリスクの国 日本 (注2)、米国、カナダ、フランス、 オランダ等3 2ヶ国	 ① とさつ前後検査に合格 ② ピッシング等が行われていないこと ③ 特定危険部位 (SRM) が除去されていること SRMの範囲:全月齢の扁桃・回腸遠位部、30ヶ月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱 			
不明のリスクの国	 ① とさつ前後検査に合格 ② ピッシング等が行われていないこと ③ 特定危険部位 (SRM) が除去されていること SRMの範囲:全月齢の扁桃・回腸遠位部、12ヶ月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱 			

(注1) 「無視できるリスクの国」の要件は、最も遅く産まれたBSE牛の生後11年が経過していること等 (注2) 平成25年(2013年)2月、日本は「無視できるリスクの国」の要件を満たす見通し



■ 各国のBSE検査体制

	日本	米 国 	カナダ	E U	O I E基準
食肉検査	20ヶ月齢超 これまで 1200万頭程度実施	_	_	72ヶ月齢超 ※ブルガリア、 ルーマニアについ ては、30ヶ月齢 を超える健康牛の 検査を実施	— (注3)
発生状況 調査 (注1) (高リスク牛 ^(注2))	24ヶ月齢以上の 死亡牛等 これまで 78万頭程度実施	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部	30ヶ月齢超の 高リスク牛 の一部	48ヶ月齢超の 高リスク牛 ※24ヶ月齢を超 える牛の検査を実 施している国あり	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部

- (注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること
- (注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと (注3) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めていない。



Ministry of Health, Labour and Welfare

10

■ 各国の特定危険部位(SRM)の範囲

	日本	米 国 	カナダ	E U	OIE基準 (管理されたリスク国)
頭部	全月齢の 頭部 舌・頬肉を除き、 扁桃を含む	30ヶ月齢超の 頭蓋 ^(注)	30ヶ月齢超の 頭蓋	12ヶ月齢超の 頭蓋	30ヶ月齢超の 頭蓋
扁桃	HHIDI CAS	全月齢	30ヶ月齢超	全月齢	全月齢
せき髄	全月齢	30ヶ月齢超	3 0 ヶ月齢超	12ヶ月齢超	3 0ヶ月齢超
せき柱 背根神経節を含む	全月齢	30ヶ月齢超	3 0ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超
腸	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の腸	全月齢の 回腸遠位部

(注) 頭部の骨格、脳、眼などを含む部位のこと

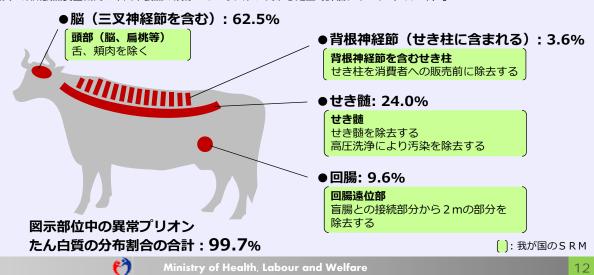


■ 特定危険部位(SRM:Specified Risk Material)

- ●異常プリオンたん白質は、脳、せき髄、小腸などに蓄積し、これらの器官は 特定危険部位(SRM)と呼ばれる。
- SRMの除去は、ヒトが v C J D に感染するリスクを低減するために重要な対策
- ●我が国では、全月齢の頭部(舌、頬肉を除く)、せき柱、せき髄、回腸遠位部 (盲腸との接続部分から2m)をSRMに指定

<BSE発症牛のプリオンの体内分布及びSRM部位>

出典:欧州食品安全機関「牛由来製品の残存BSEリスクに関する定量的評価レポート(2004年)」



■ 飼料規制

- ●米国・・・30ヶ月齢以上の牛の脳・せき髄のすべての飼料への利用禁止(2009年)
- ●カナダ・・SRMのすべての飼料への利用禁止(2007年)

		給与飼料						
		日本		米 国 · カナダ		EU (オランダ・フランス)		
		4	豚・鶏	4	豚・鶏	4	豚・鶏	
	4	×	×	×	0	×	×	
肉骨	SRM (注1)	×	×	×	○→ X (注2)	×	×	
粉	豚	×	0	0	0	×	×	
	鶏	×	0	0	0	×	×	

- ○:使用可、×:使用不可
- (注1)米国では、30ヶ月齢以上の牛の脳及びせき髄
- (注2) 牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用は、以前は認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。

■ 牛海綿状脳症(BSE)対策の再評価について

・BSE対策については、平成13年10月の対策開始から10年が経過したことから、最新の科学的知見に基づき、国内検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととし、平成23年12月19日、食品安全委員会に諮問した。

○食品安全委員会への食品健康影響評価の諮問の趣旨

- 1 国内措置
- (1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

- (2) SRMの範囲
 - 頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。
- 2 国境措置(米国、カナダ、フランス及びオランダ)
- (1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

- (2) SRMの範囲
 - 頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。
- ※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合の リスクを比較。
- 3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢の規制閾値(上記1(1) 及び2(1))を引き上げた場合のリスクを評価。



Ministry of Health, Labour and Welfare

14

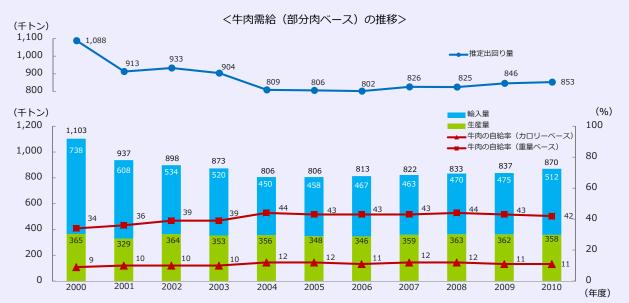
■(参考資料1)我が国の牛肉輸入量の推移について

- ●米国産等の牛肉の輸入制限の結果
 - オーストラリア産・ニュージーランド産牛肉の輸入量が増加
- ●米国産等の牛肉の輸入再開後
 - オーストラリア産・ニュージーランド産牛肉の輸入量は減少傾向が見られる。



■(参考資料2)牛肉の需給動向

- ●牛肉の消費量(推定出回り量)は、我が国や米国でのBSEの発生後 大幅に低下して推移し、特に輸入量が減少
- ●国内生産量は35万トン前後で推移
- ●この結果、牛肉の自給率(重量ベース)は、40%をやや上回る水準で推移



出典:農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」、財務省「日本貿易統計」、(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」

注)推定出回り量=生産量+輸入量+前年度在庫量-当年度在庫量

6

Ministry of Health, Labour and Welfare

16

■(参考資料3)食品安全規制に係る国際条約及び国内法

- ●食品の安全規制は、国際条約及び国内法において 最新の科学的知見に基づくこと等が求められている。
- 1. 衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)
 - 第2条 基本的な権利及び義務
 - 2 **加盟国は、衛生植物検疫措置を**、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために**必要な限度 においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること**及び、第5条7に規定する場合を 除くほか、**十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する**。

第3条 措置の調和

- 1 加盟国は、衛生植物検疫措置をできるだけ広い範囲にわたり調和させるため、この協定、特に 3の規定に別段の定めがある場合を除くほか、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、 自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。
- 2. 食品安全基本法第5条

食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ**科学的知見に基づいて**講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、**行われなければならない**。

■(参考資料4)原発事故後の諸外国の輸入制限

- ●原発事故後、中国、EUをはじめ諸外国は日本からの食品の輸入を制限している。
- こうした国に科学的知見に基づく対応を求めていく上でも、BSE対策について 最新の科学的知見に基づく再評価を行うことは必要

	輸入停止	検査証明書 を要求	産地証明書 を要求	その他
中国	10都県 (注1) の 全ての食品、飼料	10都県以外の 野菜及びその製品 乳及び乳製品等	10都県以外の 野菜及びその製品 乳及び乳製品等 その他の食品、飼料	●水産物については、産地・輸送 経路を記した検疫許可申請を要求
E U	_	12都県 (注2)の 全ての食品	12都県 の 全て の 食品	●輸入国でのサンプル検査

- (注1)福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉
- (注2)福島、群馬、栃木、茨城、宮城、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡

出典:農林水産省「諸外国・地域の規制措置(12月1日現在)」

その他の国を含めた輸入制限の状況

- ●日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止/他の食品につき証明書を要求:9ヶ国(中国、韓国等)
- ●日本のすべての食品につき証明書を要求: 43ヶ国(EU、インドネシア、タイ、マレーシア、ブラジル等)
- ●日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求:9ヶ国(米国、シンガポール、香港、マカオ、台湾等)
- ●検査強化:8ヶ国(インド、ネパール、パキスタン、ミャンマー、オーストラリア、ニュージーランド等)



Ministry of Health, Labour and Welfare

18